

議会改革実行委員会日程

平成26年7月7日(月)

場 所 : 委員会室

- 1 【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について(資料1)

- 2 その他

(1)【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について(資料1)

【木村委員長】 無所属の三枝委員から欠席と委任の報告を受けている。委員会のインターネット中継については議会として実行することが確認されている。議長から前回話があったように視聴者の観点から、委員会の時間短縮なども視野に運営を検討してもらいたいとのことであった。事務局から説明を求める。

【事務局次長】 資料1について説明する。本件については平成25年1月21日の代表者会で協議され、合意に至らず持ち帰りとなっていた。当時の代表者会では委員会中継の予算化に伴う事務の効率化、市民に委員会を見ていただくための工夫という意味合いから、時間の短縮化も含めて議論いただいたが全会一致に至らなかった。資料1の①、②の2点については平成25年1月21日代表者会資料で、事務局から提案したものである。こちらの提案から改めてスタートしていただきたい。①の予算書と決算書の説明の省略については、委員会の際に委員会審査分担表を配付しており、議員はそれを見て、所属する委員会の分担がわかる。また、市側の説明については、詳細ではないが説明がなされている。これを踏まえて案1から案3までを提案している。案1については全ての説明を省略、案2は所管部分の確認のみ、案3については所管部分の確認とポイントのみ説明という内容である。

②については委員外議員の発言の制限についてである。委員外議員の発言は、会議規則第116条に委員でない議員から発言の申し出があったときは委員会でその許否を決めるとしている。1つの常任委員会の中に全ての会派が委員を出しているわけではない。現状を踏まえ、案1としては全ての委員外議員の発言を禁止する、案2は委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する、案3は案2に加え、委員を出していない会派の委員外議員の発言を必要最小限とする、案4については案2に加え、委員外議員の発言を1回までとする。ただし、予算決算については3回までとする。という内容を当時提案した。資料下段の囲みの部分に平成23年6月22日の議会運営委員会申し合わせ事項についても記載している。内容は、同じ会派に委員がいる場合はその委員に全権委任をしたかたちで会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも簡潔に発言をするという取り決めがされている。以上を斟酌した上でいずれの案かを決めていただきたい。

【木村委員長】 資料1について説明があったが、これらの案やその他代案を含め各会派の意見をお聞きしたい。

【宮応委員】 その前に質問したい。事務局に確認するが、資料1について、この運営方法案はどこからの提案か。

【事務局次長】 議会事務局からの提案である。

【宮応議員】 平成25年1月21日の代表者会会議録も前回皆さんに配付さ

れていると思うが、そこでも論議になった。事務局案であるからこの二者択一でなければならないということではなく、この提案も含めて運営方法全体をどうするかということである。会の運営について協議をした後に、各会派の意見を聞いたほうがよいのか、まず意見を出した後に論議するのか。

【木村委員長】 代案も含めて各会派から意見表明をしていただきたい。

【宮応委員】 その後論議をするということか。

【木村委員長】 皆さんから進め方について意見はあるか。

【河崎委員】 その前に、特に予算決算時の委員会の審査時間をできるだけ午後5時、6時などに終了させたほうがよいかどうかの賛否が前提になる。長時間になる委員会があり、会派からその委員会に委員を出していない身としては傍聴したいと思うが、議員ですら長時間になって傍聴できないようなケースが多々あった。常識的な時間で終了すべきだと考えている。その点について意見を伺いたい。

【木村委員長】 委員会のネット中継を実施するに当たり、視聴者の立場に立てば深夜に及ぶネット中継はいかがかと思っている。理想は午後5時、せめて6時くらいという前提で委員会は進めてもらいたいと思っている。

【河崎委員】 その議論をしなければ、どのように短縮をしていくかという議論にはならない。

【木村委員長】 今の意見についてどうか。

【宮応委員】 今の発言はその時間で委員会を完了させるという意味か。長時間になるようなら予備日に回すということか。

【河崎委員】 それも含めての議論である。

【宮応委員】 最近では委員会の時間も短いと感じている。最近の委員会の終了時間について教えてほしい。

【河崎委員】 直近ではなく、ここ1、2年分をお願いしたい。前回の予算審査の時は、私が総務常任委員長を務めて努力して早く終わらせた。

【木村委員長】 事務局から回答できるか。

【議事担当係長】 平成24年9月の決算議会を委員会別に報告する。開始は全て午前9時であるが、総務常任委員会22時14分、厚生常任委員会16時13分、文教市民経済常任委員会18時46分、環境建設常任委員会15時42分である。平成25年3月の予算議会では、総務22時55分、厚生18時51分、文教市民経済19時51分、環境建設17時42分、続いて平成25年9月の決算議会では、総務18時03分、厚生16時46分、文教市民経済21時12分、環境建設17時37分、直近の平成26年3月では、総務16時50分、厚生18時46分、文教市民経済20時55分、環境建設18時37分である。

【宮応委員】 それぞれ予算決算の審議だけでなく、そのほかに付託された議案の多寡もあるが、それらを含めて終了した時間と捉えてよいか。

【議事担当係長】 付託案件全てを審査して終了した時間である。

【木村委員長】 午後5時前に終了した委員会もいくつかあるが、午後8時や9時、10時を過ぎているものもある。委員会のネット中継実施はいかに見

ていただけるようにするかを念頭において考えてもらいたい。

【鳥淵委員】 各委員会における正副委員長の発言に関して、何か規約があるのか。

【事務局次長】 現状では委員長も副委員長と議事進行を交代して発言をしている。発言回数制限などもない。

【宮応委員】 予算決算の時だけでなく委員会中継は全ての議会で行うことでよいか。

【木村委員長】 そこも含めて、各会派の意見を聞きたい。新政クラブはどうか。

【井上委員】 時間がかかるとすれば、やはり予算決算の部分である。予算、決算のそれぞれにおいてポイントを絞るなどの説明の仕方があってもよい。会派としての考え方は案3に近い。委員外議員の発言については、会派から全ての委員会に委員が出ているので、その代表の委員に委任し、委員外議員の発言はなしでよい。会派から委員がでていない会派の方々は発言もいたしかたないと考えて案3となる。

【木村委員長】 それ以外の提案はないか。

【井上委員】 今の選択でもかなり時間は短縮できる。会派としてそれ以外の案はない。

【木村委員長】 公明党はどうか。

【吉澤委員】 ここに記載された案だけでよいのかという思いはある。委員会の長時間化も特定の委員会に限ったことではない。ここで全ての会派が意見を出し合うとそれで決まったような雰囲気になってしまう。以前の会議録を読むと、当時の窪議員が反対している。ならば日本共産党で案があるならば、それを各会派で歩み寄りできるかを協議して、それで合意をするのもよい。あえて言うなら、説明が午前中いっぱいかかっていることを考えると案3で3時間程度を取り払えば長くとも午後7時くらいまでには終わるので、それなら1日で終わらせようという気持ちにもなるし、中継時間は午後7時までで区切るということもできる。委員会中継を見ている方にとって、説明が全部省略されたり、所管部分の確認だけでは見えて何もわからないと思う。これを省くわけにはいかないの、ある程度所管部分の充実や縮小部分の説明が理事者側からあって、それに対して委員の質疑がないとネット中継をしていても何をやっているかわかってもらえない。そういった部分の方向性を決めたいと思っている。①については案3、②については案3か4ということになる。全会一致のことを考えれば、皆さんの意見を聞きながら考えたい。

【木村委員長】 1日で終わらなければ2日という考えについてはどうか。

【吉澤委員】 1日で終わるほうが望ましいと思うが、過去には深夜12時頃まで委員会を続けていたこともあるので、無制限でいいのかという思いはある。無制限とすれば、今後も深夜12時に及ぶことがあると思う。そういった意味では①の案3や委員外議員の発言の制限など短縮することも考えていか

なくてはならない。要は審議が途中で切れてしまうことは、視聴者にとってもよくないので1日で終わるほうが望ましい。

【木村委員長】 案としてはいずれも3ということか。日を延ばすことについてはどうか。

【吉澤委員】 今のやり方をしていれば、むしろそういった方向性のほうが強くなってしまう。翌日もやれば、当然費用もかかってくる。できれば1日で終わらせて時間が短縮できる運営方法に変えていければよいと思う。

【木村委員長】 以前の会議ではネット中継は途中で切るのではなく、最初から最後まで放映すべきだということなので、その点を踏まえて時間をある程度短縮していかないと見たい人も途中でやめてしまうこととなり、議会を知ってもらおうという効果が薄れてマイナスになってしまう。

【赤嶺委員】 私たちの会派では1について案3、2に対して案3が合意できる範囲かと思っている。事務局案は議会側で時間短縮が図れないかを考えて出されたものだと思う。陳情が6件総務に集中し、他の委員会になれば総務が長時間になるのは当然である。議会では審議をしないという選択はできない。そういった意味での時間短縮は難しい。各事業もふえれば審議時間はふえると思う。時間短縮を進めるがあまり、審議がおろそかになってはいけない。議会側でまずは時間短縮の配慮をして、ネット中継を始めることが大事だと思う。実際に実施して、その後アンケート等で改善点をクリアしていったほうが現実的である。

【木村委員長】 両方とも案3として、かつ改善していくことでよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【木村委員】 神奈川ネットワーク運動はどうか。

【河崎委員】 先ほど発言したように常識的な時間で終了していくことが必要だと思う。そこを合意してもらわないと次にどのように短縮していくかということが見えてこない。全部の委員会が予備日を使うことになってしまうと、予備日は1日しかないので4つの常任委員会がそのような方針をとることは難しいと考える。議案の集中した委員会が予備日を使うような議会運営委員会での事前調整も必要になってくるかと思う。時間短縮で進めていくことが合意されれば、今までどおりやってもある程度常識的な時間で終了しているケースもある。1つは委員長の進行管理が重要であると思う。それができないということであれば、行政側の予算決算の説明を短くしていくこと、あるいは全く説明しないという方法もあるのではないか。予算書や決算書はインターネットで全て公開されている。決算の場合の主要な施策の成果もネット上で公開されているのか。

【事務局次長】 予算書、決算書は議案として公開している。確認はするがそこまでは公開していないと思う。

【河崎委員】 それを是非ホームページにアップしていただきたい。決算については市側から事務事業評価や施策評価がすでにこの時点で公開されていることを勘案すると、今後決算についてどの程度事前資料が充実されるかに

もよるが、決算については説明を省略してもよいと思っている。また、委員外議員の発言の制限については進行具合によってであろう。時間に余裕があるときに発言をルールで制限することはない。時間が押ししていれば委員外議員の発言を全て制限するということもありうると思う。そういった意味ではルールとして決めない方がいい。それよりも前提として何時くらいまでには委員会を終えようというきちんとした合意が必要なのではないか。事前にそれが難しいと思われる委員会に関しては予備日を使うということも事前に決めておくことが必要であると思う。

【木村委員長】 説明については多少省略してもよく、委員外議員の発言については時間的余裕の有無で判断するということか。

【河崎委員】 無制限でやろうというのではなく、時間をしっかり管理をしようということが全会派で合意をされることと、委員長による進行管理が大事である。それが無理であれば予算決算の説明を省略、あるいは簡素化することなどを考えるべきだと思う。

【木村委員長】 時間的に終了時間を最大午後6時くらいに決めていくという意見でよいか。

【河崎委員】 それに基づいて委員長が進行管理をするということである。

【宮応委員】 共産党は、そもそも資料に示されたものが事務局の提案であり、これにのっとなって選択をするのは論外と考えている。これが市側から提案されたものなら、それはそれで大問題であるが、事務局提案に我々がしたがって方法を選択するのは大変おかしいことである。①、②の提案にかかわらず運営をどうするかは、予算決算の説明については今でも時間がかかっているわりに部長が項目と文章しか読み上げていないということで実がない。委員会審査の分担表が事前に配付されているので、各部署がめり張りをつけた説明をしてほしいと思う。委員外議員の発言については、②に記載された全ての案を選択しない。その下にある委員会規則第116条にある申し合わせのとおり、委員外議員の席で私たちは誰もが極力発言を行わない努力をきている。委員の審議を保障し、委員長の運営にのっとなって触れられていない問題点について発言を求めることはあるので、4つの案ではなく、その下段に記載された申し合わせで十分である。時間については、わかりやすい質問をするということが議員として努力しなければいけないことである。市民にとってもわかりやすいことであること、答弁者側にもわかりやすい質問をしないと明確な答弁は返ってこない。委員に対して市側がもう一度質問の趣旨を確認するような質問をしてはいけない。その努力をすれば、おのずとわかりやすい簡潔な質問をすることになり、再質問もできるようになるということが大切である。市側の説明については、めり張りのある説明をしてほしいということ、発言については各議員がわかりやすい質問を心がけること、委員外議員は申し合わせ事項に基づいて委員長の許可を得て発言をするということによいと思う。

【木村委員長】 それで時間短縮ができるのか。

【宮応委員】 短縮できるし面白い。めり張りのある委員会審査になるのではないか。

【木村委員長】 説明については案3で、なおかつ、めり張りをつけることで時間は何時間でもよいのか。

【宮応委員】 時間はどうかはわからない。各部によって違うと思う。

【木村委員長】 時間もある程度短縮していかないと視聴者も飽きてしまう。中継するにあたっては時間的なものを議会として努力してもらわないといけない。そういう思いと受け取ったがどうか。

【宮応委員】 市民が聞いていて面白くなかったら聞かない。それでいいのではないか。ところが①の案1のように全部説明を省略してしまっただけでは私たち議員が困る。面白くなければパソコンの前でずっと聞いている人はいない。プログラムのようなものが事前にわかるといいと思う。めり張りのある説明と質問と答弁だったら食い入るように見るだろう。そういう審議の内容にしたい。

【木村委員長】 説明の時間にはこだわらないということでよいか。

【宮応委員】 そういうことである。

【木村委員長】 理事者側のめり張りのある提案なら時間は問わないということよいか。

【宮応委員】 めり張りのある、というのが私ども会派の提案である。

【赤嶺委員】 今回の委員会のネット中継はライブ配信だけか。

【議事担当係長】 中継という意味合いの中に生中継と録画中継の両方が含まれる。

【赤嶺委員】 ならば生中継を最初から最後まで見る必要もない。

【議事担当係長】 後から録画中継を見てもよいと思う。

【河崎委員】 宮応委員に確認したい。市側の説明をコンパクトにということで3時間を1時間半に短縮したところで、午後11時半までかかっているような委員会では大した短縮にならない。基本的に午後5時、6時で終了する、公明党提案のようにネット中継を定めた時間でやめる、ということについてはどうか。

【宮応委員】 予備日があるためである。4つの委員会が全て予備日を使うようになってしまっただけでは不足するが、ここ1年間見てきても深夜に及ぶ委員会はそんなにない。付託される議案によってもかわってくる。一定時間は必要だと思う。それが5時なのかもう少しやれば6時には終わるから6時までですとか、そういった時間の設定はあっていい。その時間でもまだ議案が残っているのであれば予備日を使えばよい。事前に議案の数から予測してどの委員会が予備日を使うのか予想しておくことも必要かと思う。それはケースバイケースではないか。

【河崎委員】 ケースバイケースの意味がよくわからないが、例えば平成25年3月議会では終了時間の目安を午後5時とすると環境建設常任委員会以外は全て時間オーバーとなる。このようなケースを踏まえて、終了時刻を原則

として午後5時、場合によっては6時程度までということに合意できるのか。

【宮応委員】 できるかと思う。ただし午後5時を定刻として、そこできっちり終わらせるということではない。

【河崎委員】 そうであれば合意できると。場合によっては議案や陳情が多く重なったケースでは予備日を使うということでもいいという理解でよいか。

【宮応委員】 予備日の利用は1つだけの委員会ではない。9時開始、13時開始の委員会がそれぞれあってもよい。そもそも審議をしてみないとわからない。そういう意味で予備日は丸々1日使うことはあり得ない。2つの委員会で予備日を使うといったことはあると思う。

【河崎委員】 原則として終了時刻を午後5時、6時までで終了し、例外として予備日があるという理解でよいか。

【宮応委員】 予備日を使うということであればそれでよい。

【木村委員長】 無所属から委任を受けているが、無所属の見解を事務局から報告してほしい。

【議事担当係長】 本日、欠席するにあたり委員長宛てに資料1の中では、①の予算書、決算書説明省略のところは案3、②の委員外議員の発言の制限では案3ということで伝えられている。

【木村委員長】 各会派の意見は全てが同じ方向でもないようなので、互いに論議を深めてもらえないか。

【中村副委員長】 言葉遣いや表現が多少異なるが、皆さんの意見は大きな差はないという気がする。①の市側からの説明については共産党の意見を踏まえて言えば、ただだらだらと説明するのではなく、めり張りのあるものとする。予算も決算も行政側は議案として議会に承認してほしいのであるから、承認してほしいという姿勢でしっかりアピールする説明を議会に行くということで、案3の意味もそういうことだと思う。各会派の意見は大きくは変わらない。委員外議員の発言に関しても基本的には委員が行うが、委員を出していない会派があるので、それは必要な範囲で認めていこうということで案3も申し合わせ事項もそれほど大きな違いはないと思われる。これで合意かといえば微妙な部分があるのかもしれないが、大きな意味では各会派に差異はなく合意できるような気がするがどうか。

【宮応委員】 委員外議員の発言については、皆さんは案3を選んでいるが、これは委員を出している会派の発言は禁止、委員を出していない委員外議員の発言は必要最低限とするものである。発言を禁止することは避けるべきだと思っている。当然、申し合わせ事項の中でもそれだけセーブしている。しかし、委員会の中で打ち合わせが不十分とか、委員の質問にもう少し踏み込んでほしいのに委員が気づいていないなど、そういった場合に委員外議員は発言できるはずである。極力、委員による審議を十分にしてもらうため、委員外議員席に座っている議員は発言を極力控えている。それなのに発言を禁止するという取り決めはつくりたくない。

【赤嶺委員】 例えば、発言が禁止されている前提として、委員外の議員が

委員にメモを渡すなどして聞いてもらえばよいのではないか。

【河崎委員】 委員を出している会派でも、事前の打ち合わせと異なる要素が加わって、委員がそれに気づかなかつたり、発言できなかつたりするケースも勘案しなくてはいけない。委員外議員の発言は極力控えるということを前提にしても、大会派でも考え方はそれぞれ違うだろう。ほかの委員の質疑や市側答弁によって、会派で事前に打ち合わせたとときと違う要素があった場合などにおいて、やはり委員外議員の発言と言うのは必要最小限の前提のもとに、禁止と言うことはどの会派にとっても望ましくない。

【中村副委員長】 委員外議員の発言は委員長が委員会に諮って許可するルールになっていると思うが、1人でも発言を認めない委員がいたら発言は許されないのか、多数決によって許されるのか。

【議事担当係長】 現状においては、委員長が委員会に諮って全会一致的な確認をとって許可している。委員会規則では委員でない議員からの発言の申し出があったとき、委員会はその許否を決めることになっている。全会一致は委員会運営上で任されたことで、規則どおり運用するとなると多数決になってこようかと思う。過去にも委員会が多数で委員外議員の発言を認めなかったという事例が記録されている。

【木村委員長】 例えば、時間が押していて委員外議員の発言を求められたら委員長権限で許否はできないのか。

【事務局次長】 規則上は委員会が許否を決めることとなっているので、委員会の中で決めていただく。

【木村委員長】 全て諮らなければならないということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎委員】 委員長が委員外議員に対して、簡潔にしてくれとか言うことは可能だと思ってよいか。

【事務局次長】 そこは委員長の判断で言えると思う。

【中村副委員長】 私自身、本当は委員外議員の発言に関しては全て禁止という考えである。そうしている議会もある。委員会で議論をしているので委員でない議員は発言しない。議会のメンバーではあるのだから、本会議の委員長報告の質疑の時間に行えばよい。質疑の時間であれば誰であろうとかまわないはずである。委員会は委員で構成しているのであるから委員が発言をし、審議をする場である。そのため私自身は譲歩して案3とした経緯がある。

【宮応委員】 議会というのは言論の府である。どこの市でもルールはある。極力、発言を禁止するという条項があってはならない。ならば、何をしてもいいかというところではない。そのためのルールである。大和市のルールは資料1の下段に記載された申し合わせがある。その努力は皆さんやっていると。努力をせずに何度も発言をするのであれば、委員会の運営について権限のある委員長に、それなりの「簡潔に」とか「時間ですので遠慮してください」などと言うのはあることだと思う。ルールの中に発言を禁止するというような文章を言論の府である議会において根本的に持っているべきでは

ないと考える。

【赤嶺委員】 この3年あまり、年4回の委員会を行った。その際の委員外議員の発言が多い議員や会派はわかるか。偏りがあるということであれば理由があるのではないか。その理由を明確にして突き詰めていかないと委員外議員の発言というのはその必要性も明確にはできないと思う。そもそも委員外議員の発言の抑制が大幅な時間短縮につながるのか、という疑問もある。質疑が多いのであって委員外議員の発言によって大幅な時間延長になっているというのは考えにくいのではないか。

【木村委員長】 持ち時間ということか。

【赤嶺委員】 時間を短縮するということは質疑時間を短縮するということだと思う。その理由の1つとして委員外議員の発言がこの会で取り上げられているのだと思っている。委員の質疑時間が多いのであって、委員外議員の発言が委員会の時間を長引かせているほど多くないのではないか。そうすると、議運での申し合わせを守れば大きな影響はないのではないか。

【木村委員長】 今の件で委員外議員についてのデーターなどあるか。

【議事担当係長】 具体的なデーターや統計をとっているわけではないが、常任委員長を経験されている委員の方々のご存知かもしれないが、ある議題、ある日程の1つで委員外議員しか発言がなかったような事例もある。きょうの協議に入る前に委員長から話があったように、視聴者の観点から運営方法を見直すということなので、時間短縮のみを議論するものではない。当時の代表者会の説明では費用をかけないという面から1台の定点固定カメラで委員の席を映すような想定をしている。そうすると委員外議員はフレームの外から挙手をしている状況も視聴者から、わからない中で突然画面外から声が出て背中が映っている市側との質疑が始まる。これは視聴の観点から整理が必要ではないかということで案を作成した。

【赤嶺委員】 それは撮影方法の問題である。視聴者の見やすい方法は今後、課題が明らかになって対策が講じられれば、見やすくなっていくと思う。最初は見づらいと思う。委員外議員の発言がどの程度、委員会の時間を延長させているのかという点についてはどうか。皆さんも経験からわかるのではないか。

【木村委員長】 最近の終了時間は9月の文教の9時12分、3月は8時55分が最大である。それ以前だと、10時14分や10時55分があるが、ここ1年は最大でも午後9時過ぎである。このときの市側の説明や委員ごとの内訳は事務局で分かるのか。

【赤嶺委員】 感覚で皆さんもおわかりになると思う。平成26年3月の総務常任委員会の終了時刻が午後4時50分だが、委員外議員の発言はあったのか。あったとしても、この時間で終わっている。平成25年9月の終了時刻が午後6時3分になっているが、委員外議員の発言があったから1時間延びたわけではない。そう考えれば、委員外議員の発言を制限することで合意が得られていない現状であるならば、資料1に掲載された申し合わせの内容を議員、

会派が守ることで発言の制限の合意をするほうが現実的ではないか。

【木村委員長】 それは委員会の各委員の持ち時間という考え方か。

【赤嶺委員】 そうではなく、今までどおり、という考えである。

【木村委員長】 時間をオーバーすることに関してはどう考えるか。

【赤嶺委員】 もちろん、そこは時間の短縮ということで合意ができるのであれば、会議の進捗状況によって委員外議員の発言を許可するかしないかというのを委員会に諮り、時間が押しているので発言を控えてもらう方法もあると思う。

【井上委員】 委員外議員の案3を選んだ会派が多い中で、宮応委員が禁止という言葉にこだわりを持たれている。そこを申し合わせのように極力簡潔にし、控えていくということで合意に至るのではないか。

【宮応委員】 私は委員外議員の発言に関する事務局提案のいずれでもなく、現在の申し合わせ事項でと言っている。

【井上委員】 そこが落としどころではないか。

【木村委員長】 時間短縮をする努力を前提でということになる。

【宮応委員】 時間短縮と言われると異論がある。わかりやすい質問をするということ、それを市民も職員も判断する。早い時間で終わった委員会のように、そこで担当職員は何と言っているかということ、楽でよかったと言う職員がいる。委員からあまり質問が出なくて楽でした、よかったです、というようなことがある。これは議会が議会としての力を発揮していないということになるのかもしれない。どうして時間がかかったのかといえば、間違った答弁をすれば、それは違うと委員が指摘して部長や副市長に確認の答弁を促す展開もある。職員が1回答弁しただけで質疑が終わるのはいかがか、決算では特にその後どれだけ追求するかである。答弁に対して本当にそうなのか、市民は納得しているのかという追求の質問もしなくてはならない場合もある。時間が短ければいい、いい委員会だったということにはならない。委員外議員の発言について言えば、赤嶺委員の言うとおりに、この現在の申し合わせ事項に皆が基本的に合わせる。あとは先ほどから言っているように、わかりやすい質問をする、それを各委員、各会派が努力をすることが必要ではないか。井上委員の言ったように、そこが落としどころというのであれば、共産党の案としてはそれでお願いしたい。

【木村委員長】 時間については、限られた時間内に終わるよう努めるということではどうか。

【宮応委員】 無駄な時間を費やすことはない。そこは指揮官として委員長が質問者や答弁者に対して簡潔に、明確にと促すことである。委員長は単なる交通整理役ではない。そこをどう指示するかは委員長の働きがある。時間短縮だけを言われれば、それは全くできない。無駄な時間は必要ないというところでの思いは皆と同じである。

【木村委員長】 もちろん、自助努力はすべきである。努力したがなかなか相当時間がかかる場合、途中で切るわけにもいかない。ある程度の時間の範

圏内で終了することを念頭に進めてもらう。ネット中継の前提となる約束事として取り決めておかないと、時間など最初から言うこと自体まかりならんということだが、無視できないので、あえて時間のことを言っている。あくまでも終了時間を午後5時とか6時前提で協力する方向で進めるがどうか。

【宮応委員】 無駄な時間を費やすことはない。

【木村委員長】 もちろん、全員が無駄な時間を費やすことはしたくない。

【河崎委員】 先ほどから無駄な時間とか、わかりやすい質問とか言われるが、それは共産党では無駄な時間を過させていない、わかりやすい質問をしていて、他の会派がというように聞こえる。

【宮応委員】 うがった見方である。私はそのようには一言も言ってはいないので誤解しないでほしい。

【河崎委員】 皆、わかりにくい質問をしようとしているのではなく、極力わかりやすく言おうと思っている。それが共産党から見るとわかりやすい質問にすべきだという主張で、無駄な時間というのは市側が無駄な時間を過ごしているということなのか。

【宮応委員】 どうしてそのような解釈をなさるのか。そんなことは一切言っていない。共産党でも努力をするし、議会全体でも努力をするということを一一般論として言っている。

【河崎委員】 了解した。

【木村委員長】 立場として時間のことを言わざるを得ないが、最大でも6時くらいをめどとして努力するという宮応委員の言葉だと思うので、市側の説明も委員外議員の発言も含めて中身の濃い委員会にしたい。

【宮応委員】 まだ残っている議案が多くあり、長引けば予備日を使って行うことになる。

【木村委員長】 その辺も含めて皆さんの考えを確認したい。予備日といっても限られた時間しかない。公明党はどうか。

【吉澤委員】 赤嶺委員と宮応委員の案を含め、これで全会一致となるならば委員外議員の発言については、議運の決定事項でいいと思う。ただインターネット中継があるので、委員長権限で委員外議員の質疑が続くと影響するという場合などの判断を含めた上で、この方向でいくというのであればよい。また、予備日はなるべく使いたくはないので極力、午後6時くらいには終わるように運営方法について検討できればと思う。ここで委員外議員の発言について、全員で進むことができなければ次に進めない。決してだめだというつもりもないが合意できるほうがいい。

【河崎委員】 予備日というのは、あくまでも予算決算プラス1つの委員会に陳情が重なったというようなレアケースの場合と理解してよいか。

【木村委員長】 それは皆さんの意見も聞かなくてはならないが、そういったケースも含めて、時間内に収めてもらうのが一番よい。

【宮応委員】 国会も含めて議会とは何が起こるかわからない。例えば誰かの質問に全く事実と反する答弁をしたり、不規則発言があったり、大和市で

はそのようなことで今まで議事がとまったことはないが、そのように何が起こるかわからないのが議会というものである。その時々によって、委員長や議長の判断というものがあると思う。おおむねという決め方であって必ずしもそうならないということもあるということをおかねばならないのではないか。

【木村委員長】 頻繁にそのような例外ばかりが起きてしまうのではなく、基本はおおむね午後5時もしくは最大6時ということを議会として、この席で決めさせてもらい、想定外といわれるレアケースについても何年に1回と出てくるかもしれないが、原則として時間的な縛りを皆さんが了解の上、結論を出せないといけない。

【宮応委員】 おおむねということによいか。きょう決めたからといって、終了が午後5時や6時ではないであろう。おおむねであろう。

【木村委員長】 極力、その範囲内に終了するようにである。それが頻繁に午後7時や8時になるなら、それは決まりごととはいえない。例外の例外で多少時間をオーバーする時もあるかもしれない、その程度である。事務局から何かあるか。

【事務局次長】 委員外議員の発言のところで、事務局案を出したのは平成23年の議運決定で極力行わないことや極力簡潔にという表現で合意したものであるが、こういった表現では委員長もなかなか判断が難しいのではないかとこのことを念頭に、委員長が進行していく上で具体的な判断基準を盛り込んだほうが運営しやすいのではないかとこのことから、これらの案を示したものである。

【河崎委員】 最終的には、委員外議員の発言は委員長が委員会に諮って多数決で決めることになっている。そこは委員長の裁量と原則午後5時まで、最大でも6時くらいまでには終了するという合意をしたので、それに基づき進行を判断していけばよいのではないかと。細かく決めなくてもよい。委員長だけではなく、委員も多数決で判断できるということである。

【赤嶺委員】 私の中でまとめてみたが、①の説明に関することについては案3で皆さん合意をされている。②の委員外議員の発言については申し合わせ事項でまとまりかけている。あとは時間短縮を午後5時にするか、6時にするかというところは、まず①、②について合意をして、委員会のインターネット中継を導入をすることをまず進め、9月に決算議会を控えているのでそのときにどれだけ時間短縮できるのか皆さんで意識してもらい、できるかどうか検証してみてもどうか。今ここで時間を決めて、その時間に終わらなかったらどうするんだということになりかねない。それなら9月に時間短縮がどれだけできるかを各委員が意識を持ってやれば、どれだけかわるのかをまずやってみてもどうか。それでまた時間については決めればよい。

【木村委員長】 委員会のインターネット中継については、きょうと次回22日で結論を出すことになっている。これから予算要求の準備をしていかねばならない。これがうまく進めば実現はいつになるのか。今年度の途中からで

も補正予算で可能か。

【事務局次長】 予算化できれば速やかに対応していきたいが、契約や工事などもあるので、目標としては来年の6月議会からになる。まずは予算化ができないと執行できない。

【赤嶺委員】 時間短縮ができるまで導入を見合わせるということではなく、資料1の2つの合意をもって導入は決定であり、開始されるまでの来年6月までには時間が十分あるので、それまで行われる議会の中で時間短縮をする意識で各議員が臨み、その結果で削れるところがあればそれを積み重ねて時間短縮に向けた1つの方法としたほうがむしろ現実的ではないか。時間短縮ができなければインターネット中継はやらないのではなく、まず実施を決定して進めていく、それが一番大事なことではないか。

【木村委員長】 たしかに議会はそうであるが、予算はある程度時間に縛られた日程であるので予算要求できないでは困る。

【宮応委員】 市側の方から導入するなら時間短縮を進めてくれと言ってきているのではないか。

【木村委員長】 市側ではない。事務局提案である。委員会のインターネット中継を実施するのにあたっては時間短縮を持っていかないと予算要求のたき台に上がるには難しいということで説明をしている。

【宮応委員】 時間については、おおむね午後5時か6時として、それ以上かかるようなら予備日もある。そういうことであれば共産党もよいし、赤嶺委員が言うように9月議会が決算なので議員全員が簡潔でわかりやすい質疑、市側も明確な答弁のやり取りができれば、非常にわかりやすい深まった審議ができる。9月議会をその予行演習として行っていくということは必要ではないか。共産党も委員会のインターネット中継を行うことについては何の異論もない。平成25年1月21日の代表者会でも、まずはやってみて、それから改善していけばよいとの意見もあった。まずはインターネット中継を実施することについては大いに賛成であり、全く異論はない。

【木村委員長】 22日までに議会として時間的なものも含めて決めていきたい。それを決めずに予算要求の事務にとりかかれるのか。

【事務局次長】 予算要求に際し、どういう形でなければだめだということとは市側からはないが、委員会中継は一般質問のように通告があるわけではなく、質疑が繰り広げられる中でかなりの緊張感を持ち、議員も市側もやらざるを得ない。経験から言えば、ある程度のルール化をしたほうがやりやすいと思う。こちらで決定したことを市側に伝え、議会で決定したから一方的に実施するのは、少し乱暴のように思う。委員会に出席する市側の意向も聞いていくことが必要と考える。

【中村副委員長】 きょうのところは資料1の事務局からの2つの提案について合意ができれば日程終了でよいのではないか。合意をするのであえて徹底的に反対はしないが、あくまでも委員会は委員が審議をする場であって、議員ではあるけれども、委員ではない議員はそもそも委員会では発言権はな

いと思っている。本会議はもちろんできる。どうしてもここで発言しなければ、この委員会の判断を誤らせてしまうとか、ほかの委員からそのことが発言されることもなく、委員の皆がその情報を知った上で議論を進めてほしいという意味で、ここで委員外議員である自分が発言することが絶対不可欠なことだと思ったときにのみ例外的に発言を求めて、それを必要であれば発言を許可して発言してもらおう。そうでないと、委員という委員、委員外議員という委員の2種類の委員がいて、要するに採決権のある委員とない委員が当然のごとく委員会の審議に参加しているようだ。そもそも委員会制度をとっている意味がない。あくまでも例外的なのだという認識を持った上で運用していただきたいという意見である。ただ、合意をするということなので申し合わせを守り、あとは委員長の指揮権に任せるということであれば、これ以上反対はしないが、私はそういう考えである。

【河崎委員】 もっともな意見である。実際に経験していることだが、予算書をほとんど見ていない委員も中にはいる。やはり二元代表制としての議会というところで、そういうことがないように努力をするということ、予算書を検討すれば自然と質疑もふえてくる。この点は配慮すべきではないか。

【木村委員長】 市側の説明については宮応委員の言葉で集約できたかと思うが、時間にかかわらず、短縮もできるだろうと考えて、市側の説明は簡潔にメリ張りのある説明であればよい。理事者側に任せることであるが、その努力はすることと思う。それで①の件はよろしいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 ②の委員外議員の発言については、3年前の議運の申し合わせを念頭におき、時間も考えながら最終的には委員長の判断で皆さんに諮って、場合によっては制限をされることもある。極力、午後5時を目標、多少オーバーしても6時くらいを前提にした上で、今後はインターネット中継にかかわって議会として守っていきたい。何年に1回かは例外的なケースも出るかもしれないが予測できないことなのでやむを得ないこともある。委員会としては時間的なものも十分配慮した上で守っていきたいということよろしいか。

【宮応委員】 予備日というものがある。長くなるようだったら予備日の存在もある。

【木村委員長】 それは例外中の例外との言葉で言った。現時点ではネット中継を進めていく上で予算獲得の前提については、ある程度時間的なものも委員会としては約束し、予備日も含め例外があるかもしれない。ただ、ここ10年では予備日にかかったことはない。

【宮応委員】 それは午後9時や10時くらいまでかかってやれば予備日ということもある。それがいいかどうかは健康上の問題も含めてあるだろう。

【木村委員長】 今の件を事務局でまとめられるか。

【事務局次長】 いろいろな意見が出たので会議録を含め、論点を整理させていただきたい。次回の時にきょうの会議はこういう結論だったと提示させていただきたい。それで皆さんに確認をしていただきたい。

【木村委員長】 きょうの経過については事務局から市側にも説明をしてもらい、市側の反応も説明してもらおうこととしたい。可能な限り全会一致で進めたいと思っているが、最悪そうでないケースも次回以降出てくることもあるかと思う。委員長としての判断を一部では任せていただきたい。きょうの経過を会派のほうに報告してもらって意見があれば出していただきたい。ほかになれば閉会でよろしいか。

【赤嶺委員】 次回、論点を整理したものが提示され、それで合意されれば、その結果は代表者会にいくのか。代表者会で了承をしてもらって市側に提示をする流れでよいか。

【事務局次長】 代表者会で決まったもので市側と調整するとなると、また齟齬が生じた場合に、この会に戻ってくる可能性があるので、きょう議論した内容を市側に伝えて意向の確認をしたい。それを踏まえて次回に協議していただき、折り合いのつくような結論を出していただきたい。

【河崎議員】 代表者会の位置づけは委員会で決まったことを報告して了承していただくという理解でよいか。

【事務局次長】 原則、この会議の結果に従うことにはなるが、代表者会の中で異論が出れば、結果がひっくり返る可能性がゼロではない。

【木村委員長】 それは極力、ここでの会合の結論を尊重してもらおうとしか言えない。議長も冒頭でそう言っていた。

【赤嶺議員】 次の本委員会ですとまとめたものを市側に提出するのか。きょうのものを提出して、次の委員会では市側の意見も聞けるということか。

【木村委員長】 きょうの状況を報告すれば市側から意見があるかもしれないし、そのとおりに進めてくれと言われるかもしれない。

【赤嶺委員】 そうすると市側から意見や要望が出てくるかもしれない。それについてもまた合意をとらないといけなくなるのか。

【河崎委員】 それについて次回、ここで議論をするということである。

【宮応委員】 しかし、議会と市は対等であるので市が言える意見というのは限られたものである。今日の報告をして市から何がしかの意見があつてしかるべきだとは思ふ。その意見を議会が聞くか聞かないかは、また別の問題である。

【木村委員長】 事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回開催予定を調整させていただきたい。次回の開催予定は前回資料の開催候補日で示した今月 22 日（火）午前 9 時から開催させていただきたい。

【木村委員長】 それでは以上をもって終了する。

午後 2 時 40 分 閉会